

令和5年度

令和5年度第2回高知県医療施設等
物価高騰緊急対策給付金 Q&A

令和6年3月4日

目 次

1. 令和5年度第2回高知県医療施設等物価高騰緊急対策給付金について

- Q 1 この給付金の目的は何ですか。----- 1
- Q 2 支給額はいくらになりますか。----- 1
- Q 3 支給された給付金の用途制限はありますか。----- 1
- Q 4 給付金は法人税や所得税の課税対象となりますか。----- 1
- Q 5 給付金は、消費税の課税対象となりますか。----- 1
- Q 6 令和4年度、令和5年度第1回医療施設等物価高騰緊急対策給付金をもらったが、
今回の給付金の申請はできますか。----- 1
- Q 7 令和5年度第1回医療施設等物価高騰緊急対策給付金の申請をしていなかったが、
今回まとめて申請できますか。----- 1

2. 給付金の支給対象施設について

- Q 8 どのような施設が対象となりますか。----- 2
- Q 9 休止中の事業所は対象となりますか。----- 2
- Q 10 事業所・施設は高知県内にあるものの、本社（本部）が高知県内にない場合は対象
となりますか。----- 2
- Q 11 同様の趣旨の給付金を他団体（国、市町村）から受けている（又は受ける予定がある）
のですが、県の給付金を申請することができますか。----- 2
- Q 12 高知市所在の事業所・施設は対象になりますか。----- 2
- Q 13 ひとつの法人が複数の支給対象事業所・施設を運営している場合は、事業所・施設
単位、それとも法人単位で申請となりますか。----- 2
- Q 14 同じ建物内で、複数の施設を運営している場合、施設単位で支給を受けられますか。
1 施設のみしか支給対象とならないでしょうか。----- 3
- Q 15 病床数は現在病院又は有床診療所にある全ての病床となりますか。----- 3
- Q 16 1月1日以前に知事から病床数の変更許可を受けているが、変更後の病床数で申請
しますか。----- 3
- Q 17 現在全ての病床を休床している場合は、有床診療所で申請できますか。----- 3
- Q 18 高知市に病院と訪問看護ステーションがあるが、まとめて申請できますか。----- 3

3. 申請方法について

- Q19 申請の受付期間はいつまでですか。またいつごろ支給されますか。----- 4
- Q20 申請書類の提出方法はどうすればいいですか。----- 4
- Q21 申請書類には何が必要ですか。----- 4
- Q22 県税の滞納がない旨を証明する納税証明書はどこで入手できますか。----- 4
- Q23 納税証明書は非課税なので提出しなくていいですか。----- 5
- Q24 納税証明書はいつ取得したものでもいいですか。----- 5
- Q25 視覚障害のため県税事務所へ行くことができないがどうすればいいですか。-- 5
- Q26 視覚障害のため、申請書に記入ができません。代筆でもいいですか。----- 5
- Q27 本人確認書類とは何ですか。----- 5
- Q28 提出した書類等を返してもらえますか。----- 5
- Q29 申請書類を書き損じました。新しい申請書類はどこで入手できますか。----- 5
- Q30 申請書類をホームページからダウンロードして、パソコンで打ち込みしてもいいですか。----- 5
- Q31 申請書の書き方がわかりません。----- 6

4. その他

- Q32 申請書類の到着確認や審査状況、給付金の支給日等が知りたいです。----- 6
- Q33 申請内容について、電話やメールで照会が行われることはありますか。----- 6

1. 令和5年度第2回高知県医療施設等物価高騰緊急対策給付金について

Q1 この給付金の目的は何ですか。

昨今の光熱費や食材料費等の物価高騰において、国が定める公定価格により経営している医療施設等では、物価高騰の影響を価格に転嫁することができず、運営経費の負担が増大していることから、サービスの安定的な提供を継続できるように給付金を支給するものです。

Q2 支給額はいくらになりますか。

施設の種別により給付額は異なります。詳細は次の表をご確認ください。

1 支給対象事業所・施設	2 給付額（基準単価）
病院	80万円+16,400円×病床数（休床分を除く）
有床診療所（医科）	80万円+6,400円×病床数（休床分を除く）
無床診療所（医科・歯科）	20万円
薬局	10万円
訪問看護ステーション	25万円
助産所	5万円
あはき・柔道整復	3万円

Q3 支給された給付金の用途制限はありますか。

用途制限はありません。なお、実績報告も必要ありません。
ただし、虚偽の申請があった場合は、給付金の返還となります。

Q4 給付金は法人税や所得税の課税対象となりますか。

対象となります。詳しくは、管轄する税務署にお問い合わせください。

Q5 給付金は、消費税の課税対象となりますか。

消費税の課税対象とはなりません。（不課税）

※消費税は、事業として何かを売ったり、貸したり、サービスを提供した際に、その対価として得られる売上に対して課税されるものです。本給付金は、サービス等の対価として支払うものではないため、消費税の課税対象とはなりません。

Q6 令和4年度、令和5年度第1回医療施設等物価高騰緊急対策給付金をもらったが、今回の給付金の申請はできますか。

可能です。

Q7 令和5年度第1回医療施設等物価高騰緊急対策給付金の申請をしていなかったが、今回まとめて申請できますか。

できません。令和5年度第1回医療施設等物価高騰緊急対策給付金の申請は、令和5年10月31日で締め切りました。

2. 給付金の支給対象施設について

Q8 どのような施設が対象となりますか。

所在地が高知県内にあり、令和6年1月1日までに開設し、申請日時点で許可等を受けている事業所・施設が対象となります。

対象となる事業所・施設については、申請書類を郵送しています。

※次のいずれかに該当する設置する事業所・施設は、対象外となります。

- ・設置者が国、県又は市町村
- ・暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ・県税に滞納がある者
- ・上記のほか、本給付金の目的に照らして適当でないと認めた者

Q9 休止中の事業所は対象となりますか。

令和6年1月1日時点で休止中の事業所・施設は、給付金の対象とはなりません。

Q10 事業所・施設は高知県内にあるものの、本社（本部）が高知県内にはない場合は対象となりますか。

本社（本部）が高知県外であっても、高知県内を所在地とする事業所・施設が存在する場合は当該事業所・施設分については対象となります。

ただし、県外に所在する事業所・施設分については、本給付金の対象外であり、申請できません。

Q11 同様の趣旨の給付金を他団体（国、市町村）から受けている（又は受ける予定がある）のですが、県の給付金を申請することができますか。

可能です。

ただし、県の給付金を受給した場合に他団体の給付金を受けることができるか否かは、他団体の支給要件をご確認ください。

Q12 高知市所在の事業所・施設は対象になりますか。

高知市に所在する事業所・施設は、対象外となります。高知市が実施する物価高騰対策事業をご活用ください。

ただし、県の開設許可を受けている病院は、所在地が高知市であっても対象となります。

Q13 ひとつの法人が複数の支給対象事業所・施設を運営している場合は、事業所・施設単位、それとも法人単位で申請となりますか。

法人が運営する高知県内に所在する施設分をとりまとめて1回で申請してください。

Q14 同じ建物内で、複数の施設を運営している場合、施設単位で支給を受けられますか。
1 施設のみしか支給対象とならないでしょうか。

同一の住所、同一建物内において複数の指定を受けている事業所・施設についても、それぞれの区分で支給が受けられます。

ただし、高知県社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金をすでに申請している場合、訪問看護ステーションや特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の医務室は対象外となります。

※特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の医務室で、外来診療をしていれば申請は可能です。

Q15 病床数は現在病院又は有床診療所にある全ての病床となりますか。

休床中の病床及び介護療養病床は対象外となります。

それらを除いた数で申請してください。

Q16 1月1日以前に知事から病床数の変更許可を受けているが、変更後の病床数で申請しますか。

知事の変更許可後、1月1日以前に保健所から使用許可が下りた場合は、変更後の病床数で申請してください。

1月2日以降に保健所から使用許可が下りた場合は、変更前の病床数で申請してください。

Q17 現在全ての病床を休床している場合は、有床診療所で申請できますか。

無床診療所で申請してください。

県への届出をされていない場合は、休床の届出を行ってください。

Q18 高知市に病院と訪問看護ステーションがあるが、まとめて申請できますか。

病院は申請できますが、訪問看護ステーションは対象外となります。

訪問看護ステーションについては、高知市が実施する物価高騰対策事業をご活用ください。

3. 申請方法について

Q19 申請の受付期間はいつまでですか。またいつごろ支給されますか。

申請の受付期間は、令和6年3月5日（火）～令和6年4月30日（火）です。

申請書類に不備等がなく適正と認められた場合は、受付から概ね2週間程度で支給します。給付決定後、支給決定通知書を送付します。

ただし、申請書類に不備等があり修正に時間を要した場合や、申請が集中した場合等は、時間がかかる場合があります。

Q20 申請書類の提出方法はどのような方法がいいですか。

申請は郵送に限ります。

【提出先】〒843-0022

佐賀県武雄市武雄町武雄4992 ゆめタウン武雄2階

エスプールグローバル武雄センター内

高知県医療施設等物価高騰緊急対策給付金事務局

(申請期限：令和6年4月30日（火）の消印有効)

【問い合わせ先】

電話番号：0570-55-0263<ナビダイヤル>

受付時間：午前9時～午後5時（平日12:00～13:00、土日祝日を除く）

メールアドレス：k-iryoku@spool.co.jp

なお、申請書類到着状況を申請者側で確認できるよう、郵送される際には、書留、簡易書留、レターパック等追跡ができる方法での郵送を推奨しています。

普通郵便など追跡できない方法で送られても問題はありますが、受理確認を目的とした問い合わせには対応できません。

Q21 申請書類には何が必要ですか。

以下の4種類の書類をご準備ください。

①給付金給付申請書（様式1）

②事業所・施設別申請額一覧（様式2）

③誓約書（様式3）

④県税の滞納がない旨を証明する納税証明書※

※令和5年度第1回医療施設等物価高騰緊急対策給付金を申請し、受領した事業所・施設は、不要です。

Q22 県税の滞納がない旨を証明する納税証明書はどこで入手できますか。

県税事務所で発行しています。詳しくは各県税事務所にお問い合わせください。

なお、全税目について滞納がないことが証明された納税証明書の提出をお願いします。

Q23 納税証明書は非課税なので提出しなくていいですか。

非課税の方でも県税の納税証明書を取得できます。

また「県税の納税義務がないことの申立書」を提出することにより、納税証明書に代えることもできます。申立書の参考様式はホームページに掲載しています。

Q24 納税証明書はいつ取得したものでもいいですか。

申請日前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。また、原本を提出してください。(コピーしたものは不可。)

Q25 視覚障害のため県税事務所へ行くことができないがどうすればいいですか。

希望する方に限り「県税完納情報の提供に係る同意書」と「本人確認書類の写し」を、申請書類に添付していただくことで、納税証明書に代わるのとし、完納状況の確認は県が行います。

Q26 視覚障害のため、申請書に記入ができません。代筆でもいいですか。

代筆で構いません。

ただし、代筆の申立書と代筆者の本人確認書類の写し、申請者の障害者手帳の写しを添付してください。申立書の参考様式はホームページに掲載しています。

Q27 本人確認書類とは何ですか。

マイナンバーカード、健康保険証、運転免許証、障害者手帳、パスポート、年金手帳などがあります。

Q28 提出した書類等を返してもらえますか。

申請等要項(別表3)に記載のとおり、提出した書類等の返却はできません。

Q29 申請書類を書き損じました。新しい申請書類はどこで入手できますか。

県ホームページに掲載しています。書き損じた場合など、新しい申請書類が必要な場合は、ホームページよりダウンロードしてください。

ホーム > 組織から探す > 健康政策部 > 医療政策課 > 高知県医療施設等物価高騰緊急対策給付金について

URL：<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/131301/2024021500187.html>

ネット環境が無い場合は、高知県医療施設等物価高騰緊急対策給付金事務局へ連絡して、再送付を依頼してください。

Q30 申請書類をホームページからダウンロードして、パソコンで打ち込みしてもいいですか。

様式1, 2については打ち込みしても構いませんが、様式3の誓約書の氏名、または代表者名は必ず自署してください。

Q31 申請書の書き方がわかりません。

申請書と同封の記入例を参照してください。また県のホームページにも掲載しています。それでもご不明な場合は、事務局まで問い合わせてください。

【問い合わせ先】

電 話 番 号：0 5 7 0－5 5－0 2 6 3 <ナビダイヤル>

受 付 時 間：午前9時～午後5時（平日 12:00～13:00、土日祝日を除く）

メールアドレス：k-iryu@spool.co.jp

4. その他

Q32 申請書類の到着確認や審査状況、給付金の支給日等が知りたいです。

個別の進捗状況をお答えすることはできません。申請書に不備がある場合は、事務局から申請書に記載された連絡先にご連絡します。

目安として、審査から支払いまで概ね2週間程度かかりますので、ご了承ください。

Q33 申請内容について、電話やメールで照会が行われることはありますか。

申請書に不備があった場合等には、修正をお願いするために「高知県物価高騰緊急対策給付金事務局」から連絡をすることがあります。

事務局から問い合わせをする場合の発信元は次のとおりです。特殊詐欺にはご注意ください。

電 話 番 号：0 5 7 0－5 5－0 2 6 3

メールアドレス：k-iryu@spool.co.jp